

〈論 文〉

## 退職給付に関する財務報告および開示の特性

小 川 淳 平\*

### I はじめに

企業が退職後の従業員に一時的または継続的に現金等を給付する契約は、地域や時期によって、また産業や企業によって多様な展開がみられるが、概して一般に存在するものといえる。現在の日本では、退職給付について複数の法制度が併存しており、企業の裁量により選択可能となっている。また、会計基準についても、日本基準のほか、米国基準および国際財務報告基準（以下、IFRS）について、一定の要件を満たせばいずれも任意に適用できる環境にある。これらの退職給付制度および会計基準の両面における選択肢の多様性は、会計上の認識および測定に影響を及ぼし、企業が作成・開示する財務情報にも意図せざる相違が顕れることになる。

本稿では、退職給付制度のなかで、企業が長期的な義務を負担する確定給付制度を取り上げる<sup>1)</sup>。まずは、会計基準間の相違を明らかにしたうえで、退職給付に関して開示される会計情報、とりわけ貸借対照表および利益に関する特性を抽出する。さらに、実際の開示を観察することで、退職給付に関する積立状況を把握する方法についても検討する。これらを通じて、開示情報から退職給付の実態を把握するための観点と方法を示したい。会計基準がもたらす一定の偏向と、企業実態が異なることに起因する相違を識別することは、アーカイバルな研究にとっても不可欠な視点となる。

### II 日本の退職給付会計制度

#### 1 会計基準の展開

退職給付とは、企業等で一定期間にわたり就労した従業員に対して、退職時に一括で（一時金）、または退職後の複数期間にわたって（年金）、金銭等を支給することである。2000年4月1日より、企業会計審議会により設定された「退職給付に係る会計基準」（以下、旧基準）を適用してきた。従来の個別意見書「退職給与引当金の設定について」による会計処理では、企業からの直接的な給付を主な対象としていたが、企業年金制度による一時金または年金の給付も含めて、積立型（内部引当または外部積立）および支給方法（一時金または年金）の区別にとらわれず退職給付と

---

\* 神奈川大学経済学部准教授

1) 退職給付制度は、確定拠出制度と確定給付制度に大別される。前者は、企業が従業員に対して拠出する掛金が確定しており、運用リスク等は従業員が負担する。他方、後者は企業が退職後の給付を約し、運用や追加的な拠出義務といった各種リスクを企業が負うため、企業は中長期にわたり給付義務を測定し計上することとなる。

して包括的にとらえられ、会計処理がなされてきた<sup>2)</sup>。

その後、金融投資上の環境変化、厚生年金基金の代行返上などの退職給付制度の変容、およびEUによる同性評価などをふまえた国際的なコンバージェンス等の観点により、企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、「退職給付に係る会計基準」を3度にわたり部分改正した<sup>3)</sup>。

2007年8月、ASBJと国際会計基準審議会（以下、IASB）との間で、会計基準のコンバージェンスの加速化に向けた取組みへの合意（いわゆる東京合意）が成立した。日本基準およびIFRSの統合化に向けた動きが活発になる中で、退職給付については、未認識項目や各種計算方法の見直し、さらには開示の拡充が図られた。2012年5月に企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」（以下、現基準）が公表され、2013年4月以後開始する事業年度から適用されている。

## 2 現基準の特徴

従前の旧基準等と現基準との大きな変更点は、いわゆる遅延認識とよばれる、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理である。数理計算上の差異とは、割引率などの変更による退職給付債務の見積値と実績値との差異や、年金資産の運用収益の期待数値と実績値との差異などである。また、過去勤務費用とは、従業員との契約等変更による給付の水準の改訂などによって発生する退職給付債務の増減である。

従来、貸借対照表において、一部が償却されて当期の純損益に反映される以外は、未認識数理計算上の差異または未認識過去勤務費用としてオフバランスとされていた。つまり、一部未認識を含めた期末時点での退職給付債務および年金資産の差額として、退職給付引当金（または前払年金費用）が計上されていた<sup>4)</sup>。これは中長期かつ多額となる退職給付債務および年金資産の変動が及ぼす影響を緩和することが目的であったが、他方で、実質的に負担している企業の支払義務が貸借対照表に表示されないという問題を抱えていた。そこで、現基準では、期末の退職給付債務から年金資産を除いた差額を退職給付に係る負債（または退職給付に係る資産）等として認識することとし、企業の退職給付に関する積立状況が貸借対照表に即時に反映されることとなった<sup>5)</sup>。

また、旧基準では計上されていなかった未認識事項が現基準では負債（または資産）を増加させる一方で、（税効果調整後の）その他の包括利益累計額（退職給付に係る調整額等）となり、純資産を減少（または増加）させることになる。そして、次期以降に認識された部分は、その他の包括利益の調整（組替調整）により純損益計算に組み込まれることになる。

他方、未認識事項に関する費用の認識は旧基準と変わらず、平均残存勤務期間内での規則的処理が継続されているため、純損益の計算には影響がない。退職給付費用は、従業員による期中の労働

---

2) 適格退職年金や厚生年金基金など、複数の企業年金制度が存在した。適格退職年金は、法人税法上の一定要件を満たせば掛金が損金扱いとなる外部積立の制度であったが、2012年4月は税制上の優遇対象から除外され、他の制度への移行が図られた。また厚生年金基金は、国が担う老齢厚生年金（報酬比例部分）の一部を代行し、さらに上乘せして支給する制度であった。2002年4月の確定給付企業年金法施行により、代行部分の国への返上およびプラスアルファ部分の確定給付企業年金への移行が可能となり、かつ2014年4月より代行部分の資産保全が厳格化されたため、解散または確定給付企業年金等への移行が進んでいる。

3) 企業会計基準第3号（2005年3月）、第14号（2007年5月）、および第19号（2008年7月）。

4) 退職給付債務が年金資産を下回った場合は、資産として前払年金費用が計上された。

5) 退職給付に係る負債は固定負債、退職給付に係る資産は固定資産に計上する（現基準27項）。

サービスの提供により発生した分を将来の給付見込額から割り引いた勤務費用に、期首までに累積した退職給付債務から生じた利息費用を加算し、年金資産からの期待運用収益を減額する<sup>6)</sup>。さらに、数理計算上の差異および過去勤務費用の当期帰属分を加減して計算されている。つまり、純損益計算上は、退職給付債務および年金資産の期中変動額について、繰延処理が継続して認められている。

### 3 積立型と給付方法

従業員への退職給付のためには、企業は自社の貸借対照表に計上する資産を充てる内部引当（非積立型）と、企業から法的に独立した年金基金ないし信託銀行等に積み立てる外部積立（積立型）がある<sup>7)</sup>。

いかなる積立型を採用していても退職給付債務は計算される一方で、年金資産は異なる。内部引当の場合は、企業の資産から退職給付がなされるため、年金資産といった退職給付のために独立・隔離された科目がない。他方、外部積立の場合は、毎期にわたり企業は外部機関に掛金を拠出し、外部機関は当該原資を年金資産として積み立てかつ運用することで、退職後の従業員に支給している。

また、給付方法には、退職一時金または退職年金がある。退職一時金は、退職時にまとまった金額が支給され、いわゆる退職金と呼ばれるものに近い。他方、退職年金は、日本の年金制度における3階部分といわれる、公的年金に加算される企業年金のことであり、複数期間にわたって支給される<sup>8)</sup>。

内部引当の場合は、概ね退職一時金として支給されるが、独自で自社年金を設けている企業も存在する。他方、外部積立の場合は、退職一時金または退職年金の両方がある。厚生年金基金および退職給付企業年金のいずれにおいても、受給者が一時金または年金から受給方法を選択できる<sup>9)</sup>。したがって、内部引当は一時金、外部積立は年金と、積立型と給付方法を紐づきでとらえることは正確性を欠くことになる。

---

6) 退職給付費用は、原則として売上原価または販売費及び一般管理費のいずれかに計上する。ただし、過去勤務費用を発生時に全額費用処理する場合、当該金額に重要性が認められる場合は特別損益とする（現基準28項）。

7) 確定給付型の企業年金制度は、概ね確定給付年金制度（規約型および基金型）に移行している。企業年金の受託3業態（信託業界・生命保険業界・JA共済連）による「企業年金（確定給付型）の受託概況」（2020年3月末）では、厚生年金基金は基金数8件および加入者数15万人に対して、確定給付企業年金は12,587件および加入者955万人であった。さらに、厚生労働省公表の「確定給付企業年金代表事業所数」（2020年11月1日）によると、確定給付企業年金は12,411件（うち規約型11,669件（94%）および基金型742件（6%））である。なお、信託協会等による「確定拠出型（企業型）の統計概況」（2020年3月末）では、企業型の確定拠出年金は、規約数6,381件および加入者725万人であった。

8) 企業年金制度の1つである確定給付企業年金では、受給期間は5年、10年といった有期、または17年保証の終身で、受給者が選択できる。

9) 確定給付企業年金では、全額一時金、一時金と年金の併用、および全額年金から選択できる（「確定給付企業年金法」第38条・同施行令29条）。

表 1 退職給付（一時金・年金）制度の有無および形態

	退職給付制度 がある企業	退職給付制度 がある企業			退職給付制度 がない企業
		一時金のみ	年金のみ	両制度併用	
全企業	80.5	59.0	6.9	14.6	19.5
1,000人以上	92.3	25.5	22.9	43.9	7.7
300～999人	91.8	40.8	16.6	34.4	8.2
100～299人	84.9	53.8	10.6	20.5	15.1
30～99人	77.6	63.7	4.2	9.7	22.4

注) 日本標準産業分類の 16 大産業より企業規模別に無作為抽出した 6,400 社が対象。退職給付制度は 5 年毎に調査。

出所) 厚生労働省「平成 30 年就労条件総合調査の概況」(2018 年 10 月) 14 ページより作成。

#### 4 退職給付信託

退職給付債務の積立不足を減少させるには、年金資産の増加のため企業から年金基金等への掛金を増額する、または年金資産の運用により増価をはかるなどが必要となる。日本では、それら以外の手段として退職給付信託が存在する。

2000 年の旧基準導入時より、企業の保有資産を退職給付目的として信託銀行等に信託することが認められている<sup>10)</sup>。当該信託財産は、事業主である企業から受託者に所有権が移転していることなどの一定の要件を満たせば年金資産とみなされて、退職給付債務の積立不足を圧縮することができる<sup>11)</sup>。企業が有する株式（当初は持合株式も想定された）などの有価証券を信託契約に移すことで年金資産を増額させ、退職給付に係る負債（退職給付引当金）を減額させる。当該信託財産は、移転時の時価で評価されるが、その後、時価が変動した場合は、数理計算上の差異として処理されることになる。

なお、退職給付信託は積立不足の解消が目的であるため、信託設定時ないし設定後に、信託財産および年金資産の合計額が退職給付債務を超過する場合は、即時に超過資産を企業に返還しなければならない<sup>12)</sup>。

なお、税務上は、退職給付信託は委託者である企業が所有するとみなされるため、一般の年金資産から生じた配当金等の運用収益は税務上非課税となる一方で、退職給付信託の運用収益は企業の益金として課税対象となる<sup>13)</sup>。

#### 5 現基準の表示と開示

これまで述べたとおり、現基準では、退職給付に関する積立状況が貸借対照表において即時に表示されている。退職給付債務が年金資産を上回る積立不足（deficit）時は、退職給付に係る負債が

10) 日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 13 号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（以下、実務指針）。

11) 当該信託が退職給付に充てられる他益信託であること、事業主から法的に分離されていること、信託財産の管理・運用・処分は受託者が行うことなどが要件となる（実務指針 7 項、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（以下、適用指針）18 項）。

12) 適用指針 83 項。

13) 「退職給付会計に係る税務上の取扱いについて（法令解釈通達）」（2009 年 3 月 30 日）

認識される。他方、退職給付債務が年金資産を下回る積立超過（surplus）時は、退職給付に係る資産が計上される。そして、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、その他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額として計上されている。

また、利益計算に算入される退職給付費用は、勤務費用および利息費用の合計から期待運用収益を除いたうえで、数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理額を増減した純額として表示されている。

次に、現基準では、IFRSの開示内容にあわせるかたちで、注記における開示の充実が図られている<sup>14)</sup>。企業が採用している退職給付制度の概要をはじめ、退職給付債務および年金資産のそれぞれの内訳を明示した期首・期末残高の調整表が開示されている。また、退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債および資産の調整表が、積立型または非積立型に分かれて記載される（表2）。さらに、年金資産の運用対象である株式や債券などについて、種類ごとの割合または金額が示されるようになっている（表3）。

なお、連結決算において、親会社と子会社等とのそれぞれの年金基金が独立している場合や複数の年金制度が存在する場合は総額で表示される。したがって、連結企業グループの決算書などでは、退職給付に係る負債および資産が貸借対照表において両建表示されることもある（表2）。その場合、企業の正味の積立状況を把握するには、退職給付に係る負債および資産の純額でとらえなければならない<sup>15)</sup>。

表2 日産自動車の注記：退職給付債務・年金資産に関する調整表  
(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	1,329,733	1,279,026
年金資産	△1,037,282	△914,983
	292,451	364,043
非積立制度の退職給付債務	78,017	79,628
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,468	443,671
退職給付に係る負債	378,967	454,068
退職給付に係る資産	△8,499	△10,397
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	370,468	443,671

出所) 日産自動車「有価証券報告書」(2020年3月末) 96ページ

14) 適用指針54-60項。なお、退職給付信託は、年金資産全体に対する金額の重要性が高い場合には、年金資産の主な内訳とは別に付記する形で開示する必要がある（適用指針115）。

15) 退職給付に係る資産が、重要性の基準等に照らして貸借対照表に計上する要件を満たさない場合もある（その他の流動資産などに含まれる）ため、注記開示を確認する必要がある。

表3 日産自動車の注記：年金資産の主な内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
株式	42%	41%
債券	37%	38%
現金及び預金	1%	1%
不動産 (REIT を含む)	8%	7%
その他	12%	13%
合計	100%	100%

注) 1 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度2.2%、当連結会計年度1.7%含まれている。

2 「その他」には、株式や債券などの種類ごとに割合又は金額を特定することが困難なものが含まれている。

出所) 日産自動車「有価証券報告書」(2020年3月末) 97ページ

次節では、貸借対照表における表示、および利益計算を中心に、米国基準およびIFRSの現状について概説する。

### Ⅲ 米国基準およびIFRS

#### 1 米国基準：SFAS87 および SFAS158

米国は、退職給付について先駆けて会計基準化を進めてきた。1985年12月、米国財務会計基準審議会(以下、FASB)は、財務会計基準書(SFAS)87号「*Employers' Accounting for Pensions: 事業主の年金会計*」(SFAS87)を設定した<sup>16)</sup>。費用の期間配分を重視した、発生主義会計にもとづく情報の有用性を念頭に置いており、遅延認識、純費用、および資産と負債の相殺といった特徴に基づく会計処理を求めている。

退職給付費用(純期間年金費用)の構成要素は、勤務費用、利息費用、年金資産(制度資産)の運用収益、未認識過去勤務費用の償却、および数理計算上の差異(利得または損失)の当期認識分である<sup>17)</sup>。また、予測給付債務(PBO)および年金資産の変動により生じる数理計算上の差異については、退職給付債務および年金資産のいずれか大きい方の上下10%(corridor, 回廊)以内であれば認識しないとする、いわゆる回廊アプローチを採用している。そして、回廊を超過する場合は、現役従業員の平均残存勤務期間に配分される<sup>18)</sup>。

他方、貸借対照表においては、退職給付費用が企業から年金基金等への掛金拠出額を上回る場合は未払年金費用として負債を、下回る場合は前払年金費用として資産を計上する。さらに、累積給付債務(ABO)が年金資産を超える場合には、超過額を負債として追加計上することになってい

16) アメリカの会計基準は、2009年以来、従前より各機関が設定してきた会計に関する各種規定をASC(FASB Accounting Standards Codification<sup>®</sup>)として統合化・体系化している。退職給付については、ASC715「Compensation—Retirement Benefits (Topic 715)」となっているが、本稿ではASCとなる以前に適用されたSFASを参照する。

17) SFAS87, para. 20.

18) *Ibid.*, paras. 32, 188.

た<sup>19)</sup>。ただし、PBO および ABO ともに退職給付債務であるが、ABO に将来の昇給分を含めた債務が PBO であるため、一般に PBO は ABO より大きくなる。したがって、SFAS87 では、ABO を前提とした追加最小負債という位置づけであり、積立状況のオンバランスには制限が設けられていた。

その後、2006 年に SFAS158 「Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans: 給付建年金およびその他退職後制度に関する事業主の会計」が発行される。SFAS87 などの退職給付に関する各基準を部分的に改正し、2007 年 6 月 15 日後に終了する会計年度末から適用が開始されている。SFAS158 の顕著な特徴は、積立状況のオンバランス化である。確定給付型の退職後給付制度の積立状況について、資産または負債として貸借対照表に即時認識するよう変更された<sup>20)</sup>。

さらに、当期の退職給付費用に含まれない、過去勤務費用および数理計算上の差異のうち未認識とされた金額をその他の包括利益 (OCI) として認識し、その累計を貸借対照表のその他の包括利益累積額として計上する。そして、未認識の過去勤務費用および数理計算上の差異のうち、当期の退職給付費用と認められるものは組替調整し、純損益計算に再振替する、いわゆるリサイクリングが認められている<sup>21)</sup>。

まとめると、貸借対照表では、制約なく積立状況が把握できるように変更された。他方、利益計算については、数理計算上の差異について SFAS87 以降の回廊アプローチが継続するとともに、未認識事項としてその他の包括利益とされた一部が純損益に振り替えられるという繰延処理が継続している。

表 4 は、米国基準を適用している富士フィルムホールディングス (HD) について、2020 年 3 月期決算の注記内容である<sup>22)</sup>。前払年金費用がその他の資産の一部として認識される一方で、確定給付企業年金制度に関する債務額である未払年金費用 (未払費用) および退職給付引当金は負債に計上されている。なお、独立して計上されているのは退職給付引当金 (33,818 百万円) のみであり、積立状況は注記を通じて把握することが可能となる。

表 4 富士フィルム HD の注記：確定給付型退職給付制度の貸借対照表上の認識額

	前連結会計年度末 (百万円)	当年度末 (百万円)
その他の資産	17,444	17,240
未払費用	△ 1,098	△ 1,121
退職給付引当金	△ 40,335	△ 33,818
純認識額	△ 23,989	△ 17,699

注) 退職給付引当金は貸借対照表に計上される一方で、退職給付に係る資産は「その他の非流動資産」に含まれている。

出所) 富士フィルム HD 「有価証券報告書」(2020 年 3 月末) 147 ページ

19) *Ibid.*, paras. 35, 36.

20) SFAS158, para. 4a and b.

21) *Ibid.*, para. 4d.

22) 持株会社化する以前の 1970 年度より米国基準を適用している。

## 2 IFRS : IAS19 および IAS19R

国際会計基準においては、1998年2月、当時の国際会計基準委員会（以下、IASC）が国際会計基準19号「*Employee Benefits: 従業員給付*」（IAS19）を公表した。IAS19では、確定給付制度について、退職給付債務（給付建債務の現在価値）から年金資産（制度資産）を控除した、確定給付負債（または資産）の純額を貸借対照表に表示する<sup>23)</sup>。また、退職給付費用として、勤務費用、利息費用、年金資産（制度資産）の運用収益に加え、未認識過去勤務費用および未認識数理計算上の差異（保険数理上の利得または損失）の一部を認識する<sup>24)</sup>。

過去勤務費用は、給付確定までの平均期間で定額償却するが、給付条件等の変更が確定した範囲は即時認識する<sup>25)</sup>。さらに、数理計算上の差異は、SFAS87と同様に、退職給付債務または年金資産の10%のうち大きい金額の範囲までは認識をしないとする回廊アプローチを適用していた<sup>26)</sup>。回廊を超過した場合は、その超過額を従業員の予想平均残存勤務期間にわたり費用（または収益）として認識する。これにより、再測定額の一部を未認識としたうえで、超過額を繰延処理することが可能であった。さらに、数理計算上の差異をより早期に純損益として認識することも認められていた<sup>27)</sup>。

その後、IASBは2011年6月にIAS19を改正し（以下、IAS19R）、2013年1月以降の会計期間より適用している。IAS19Rは、確定給付債務および年金資産の変動の認識を繰り延べる、数理計算上の差異に関する、いわゆる回廊アプローチを廃止した。その結果、現在は、退職給付の積立状況が即時に貸借対照表に反映されている<sup>28)</sup>。

また、退職給付費用（確定給付費用）は、勤務費用、確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額、および確定給付負債（資産）の純額の再測定に区分されている<sup>29)</sup>。確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額とは、退職給付債務の利息費用に加え、年金資産の利息収益が含まれる。IAS19では、年金資産の期待収益は、期首資産に対して資産運用の市場予想に基礎をおいて計算されていた。その一方で、IAS19Rでは利息収益として、年金資産の公正価値に退職給付債務の割引率を乗じて求められる<sup>30)</sup>。そして、利息費用と当該利息収益の純額は、勤務費用と同様に純損益に計上されることになる。

他方、確定給付負債（資産）の純額の再測定に含まれる数理計算上の差異は、その全額が発生時

23) IAS19, para. 54. IAS19 のみの特徴として、オンバランスされる資産に上限規定（asset ceiling）がある。積立超過となっている場合は、積立超過額または資産上限額の小さい方を表示することで、資産側にのみ一定の上限を設けている（paras. 58, 59, 78）。資産上限額は、(i) 数理計算上の差異および過去勤務費用の未認識額、および (ii) 制度から企業への返還または将来掛金の減額により入手可能な期待便益の現在価値の純合計額となる。なお、このような資産側のみの非対称な上限規定はIAS19Rでも継承されている。

24) IAS19, para. 61.

25) *Ibid.*, para. 96.

26) *Ibid.*, para. 92.

27) *Ibid.*, para. 93.

28) IAS19Rでは、積立状況のことを「net defined benefit liability (asset): 確定給付負債（資産）の純額」と表記している。積立不足の場合は、日本の現基準でいう退職給付に係る負債と同じである。他方、積立超過の場合は、退職給付に係る資産に、IFRS独自の資産上限の制約が加味されている。

29) IAS19R, para. 120.

30) *Ibid.*, paras. 83, 123, 125.



にその他の包括利益として計上される。かつ、その後の期間において純損益に振り替えるリサイクリングは禁止されている<sup>31)</sup>。なお、過去勤務費用は、制度改訂やリストラクチャリング時に、即時に純損益として処理されている<sup>32)</sup>。

まとめると、IAS19Rでは、回廊アプローチが消滅し、貸借対照表および利益計算ともに、以下のような変更が生じることとなった。貸借対照表においては、退職給付の積立状況、とりわけ積立不足を把握することが可能となっている。また、数理計算上の差異はすべてその他の包括利益となり、即時または将来のいずれにおいても純損益には影響を及ぼさない。さらに、年金資産の利息収益は利息費用とおなじ割引率を用いて計算され純損益に反映されている。

表5は、2017年度3月期に富士通が注記で開示した情報である<sup>33)</sup>。富士通は2015年3月期よりIFRSを任意適用している。貸借対照表で認識できる退職給付に係る負債（309,031百万円）のみならず、注記でのみ入手可能な退職給付に係る資産を除くことで、正味の積立状況を把握することができる<sup>34)</sup>。

表5 富士通の注記：退職給付制度債務・制度資産に関する調整表

	前年度末 (2016年3月31日)	当年度末 (2017年3月31日)
	百万円	百万円
確定給付制度債務の現在価値	△ 2,434,277	△ 2,438,975
制度資産の公正価値	2,074,579	2,151,124
アセット・シーリングによる調整	—	△ 193
連結財政状態計算書に認識された確定給付負債（資産）の純額	△ 359,698	△ 288,044
退職給付に係る資産	24,280	20,987
退職給付に係る負債	△ 383,978	△ 309,031
連結財政状態計算書に認識された確定給付負債（資産）の純額	△ 359,698	△ 288,044

注) 退職給付に係る負債は貸借対照表（財政状態計算書）に計上される一方で、退職給付に係る資産は「その他の非流動資産」に含まれている。

出所) 富士通「有価証券報告書」（2017年3月末）116ページ

#### IV 表示情報の特徴

これまで退職給付に関する貸借対照表および利益計算に着目して、日本基準、米国基準、およびIFRSについて概説してきた。今日の財務情報の特徴を把握する観点から、とりわけ現行基準（現

31) *Ibid.*, para. 120. 宮川（2017）では、数理計算上の差異の認識方法を、①その他の包括利益を通じた即時認識、②純損益を通じた即時認識、および③純損益を通じた遅延認識の3つに分類したうえで、IAS19が認めていた②および③からIAS19Rでは①のみに変更されたことについて、利益概念の観点から検討している。

32) IAS19R, para. 103.

33) アセット・シーリングが記載されているため2017年3月末とした。

34) なお、制度資産の公正価値の内訳は、国内・外株式（資本性金融商品）、国内・外債券（負債性金融商品）、現金等、生命保険一般勘定などの要素別に、活発な市場における市場価格の有無ごとに金額で示されている。

基準、SFAS158、IAS19R) による表示上の共通点および相違点をまとめる。

## 1 貸借対照表

退職給付に関する積立状況を貸借対照表に表示することは、各基準に共通している。すなわち、現在価値により推定計算される退職給付債務と時価ないし公正価値により評価される年金資産の差額が、負債または資産として即時にオンバランスされることで、確定給付型の年金制度に関する資産または支払義務が貸借対照表より把握できる。なお、資産側については、IFRSのみ資産上限規定により、一部制約を受ける。

また、純資産はその他の包括利益の累計額が計上され、積立不足の際は純資産が減少し、超過積立の際は純資産が増加する。さらに、未認識数理計算上の差異に関して、日本基準および米国基準では当期にて費用または収益となる金額は純損益にリサイクリングされるが、IFRSでは純損益を経ずに利益剰余金等に直接振り替えられる。

米国基準およびIFRSは、平準化を意図した回廊アプローチを廃止し、数理計算上の差異がその他の包括利益累計額で即時認識されている。また日本基準では、数理計算上の差異および過去勤務費用がその他の包括利益累計額に計上される。それらによって、貸借対照表において、その他の包括利益累計額を含めた純資産の金額および負債比率はよりボラタイルになる<sup>35)</sup>。このことを近年の実証研究においては、その他の包括利益効果(OCI effect)と表現している。

## 2 利益計算

日本の現基準は、先述したとおり、旧基準と同様に退職給付費用が計算される。また米国基準は、貸借対照表への表示とは異なり、利益計算においては回廊アプローチを継続している。数理計算上の差異はその他の包括利益として認識されるが、平均残存勤務期間内の一定年数で償却され純損益に反映されている。他方、IFRSは、利益計算においても数理計算上の差異の会計処理に回廊アプローチを適用せず、すべてその他の包括利益で即時認識するとともに、リサイクリングを認めていない。したがって、日本基準および米国基準を適用した場合、IFRSよりも純損益が大きくなる可能性がある<sup>36)</sup>。

さらに、IFRSは、年金資産の期待運用収益率を割引率と同水準にすることで、期待運用収益額を低くする一方で、退職給付費用を増加させ、結果として純利益が減少することになった。つまり、期待運用収益効果(ERR effect)と呼ばれている、年金資産の期待運用収益率を用いた裁量的な調整行動のインセンティブが消滅している<sup>37)</sup>。これにより、IFRSの方が、日本基準および米国基準よりも退職給付費用が大きく計上されることで純損益が減少する可能性もある。

---

35) Barthelme et al. (2019) p. 4. Barthelme et al. (2019) は、ドイツ企業を対象として、IAS19Rへの変更後に、年金資産の構成において、リスクの高い株式の保有比率が低下していることを検証している。会計基準の変更または財務状況と年金資産構成の関係を検証した論文として、他に Amir et al. (2009), Amir, et al. (2010), Rauh (2009), および吉田 (2016) などがある。

36) もちろん、行動制約であるルールの相違によってインセンティブが変化するため、単純には比較できない。

表6 現行基準による財務諸表への2つの影響

	決算書	特徴・影響	会計基準
OCI effect	貸借対照表	年金制度の積立状況を表示する。 ・積立不足：負債の増加・純資産の減少 ・積立超過：資産の増加・純資産の増加 純資産のボラティリティの上昇	日本基準 米国基準 IFRS
	損益・包括利益 計算書	数理計算上の差異を遅延認識し、純損益に振り替える。 (従来通りの) 純損益のボラティリティの減少  数理計算上の差異を OCI で即時認識し、純損益に振り 替えない。 (OCI との区分による) 純損益のボラティリティの減少	日本基準 米国基準  IFRS
ERR effect の消滅	損益・包括利益 計算書	年金資産の期待運用収益率が退職給付費用に反映されな い。 ・退職給付費用の増加・純損益の減少 年金資産運用上のリスク負担等の変化	IFRS

## V 日本基準適用企業の積立状況

本節では、日本企業の退職給付に関する積立状況の実態を観察する。日本で上場および非上場で有価証券報告書を提出する一般事業会社（銀行や保険会社等を除く）のうち、日本基準適用会社を対象とする。財務データは日経 NEEDS Financial Quest より入手し、期間は日本の現基準が適用開始となった2013年4月期以降（2014年3月期決算）の7期分とした。なお、上場企業数は増加傾向にある一方で<sup>38)</sup>、IFRSの任意適用に伴い、相対的に規模の大きな企業が時間の経過とともに対象から外れている<sup>39)</sup>。

日本基準適用企業について、積立状況別の企業数および金額を表しているのが表7および図1である。退職給付に係る資産および退職給付に係る負債の一方または両方を開示した企業のうち、正味で積立不足が生じている企業（積立不足企業）は9割（約2,200社）前後となっており、観察期間において大きな変化はない。また、正味積立不足額（退職給付に係る負債合計から退職給付に係る資産合計を減じた値）は18兆円前後から20兆円弱で推移しており、7期間中では一定の傾向はみられない。

また、表7の最下行は、正味積立不足額を退職給付に係る負債で除した値であり、こちらも9割

37) ERR (expected rate of return) を用いた利益調整行動については、Bergstresser et al. (2006) および Chunk (2013) を参照。また、Anantharaman and Chunk (2017) は、IFRS を適用しているカナダ企業と米国基準を適用している米国企業を比較して、IAS19R の適用によって、年金資産のリスク負担を高めことで利益調整を図るインセンティブがなくなり、年金資産の資産構成において株式比率が低下するなどの影響があったと述べている。

38) 日本取引所グループ「上場会社数・上場株式数」によると、市場第一部、市場第二部、マザーズ、JASDAQ などの合計で、2013 年末が 3,417 社であったのが、2019 年末には 3,706 社に増加しており、なかでも市場第一部 (386 社) が最も増えている。

39) 適用時期別の IFRS 任意適用企業および適用予定企業は、日本取引所グループ「IFRS 適用済・適用決定会社一覧」を参照 (2020 年 12 月時点では、適用企業 217 社および適用予定企業 11 社)。

前後である。総額間での比較ではあるが一定の乖離が認められるため、企業の積立状況を観察するうえで、退職給付に係る負債を扱う際には注意が必要となろう。

表7 日本基準適用企業の積立状況の推移

	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
積立不足企業数	2,236	2,127	2,265	2,263	2,246	2,276	2,265
積立超過企業数	163	319	237	282	342	330	296
企業数	2,399	2,446	2,502	2,545	2,588	2,606	2,561
退職給付に係る資産合計	1,822,075	2,890,316	2,326,912	2,803,465	3,380,772	3,152,739	2,710,072
退職給付に係る負債合計	20,540,529	20,686,130	21,740,382	21,542,080	22,100,052	22,441,269	21,138,337
正味積立不足額	18,718,454	17,795,814	19,413,470	18,738,615	18,719,280	19,288,530	18,428,265
積立不足企業数／企業数	93.2%	87.0%	90.5%	88.9%	86.8%	87.3%	88.4%
正味積立不足額 ／退職給付に係る負債	91.1%	86.0%	89.3%	87.0%	84.7%	86.0%	87.2%

注) 企業数は退職給付に係る資産および／または負債が開示された企業。退職給付に係る資産および負債、正味積立不足額の単位は百万円。

出所) 日経 NEEDS Financial Quest より作成

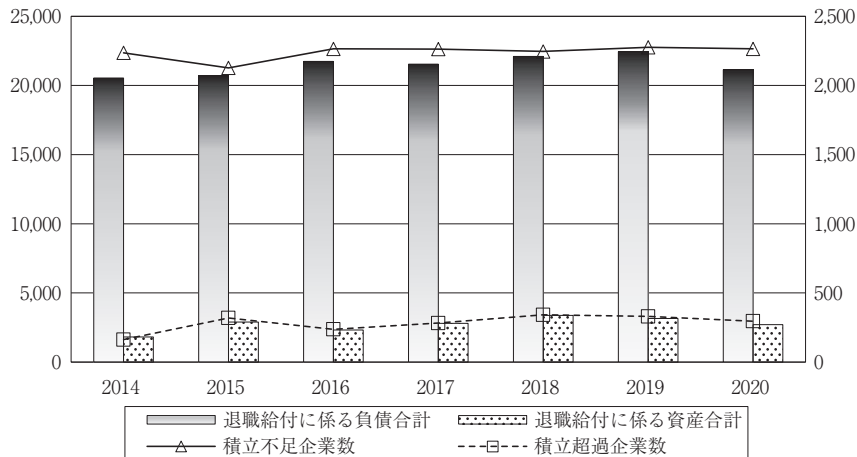


図1 退職給付に係る資産・負債額および積立状況別企業数の推移

注) 縦軸 (左): 正味積立不足額の金額 (単位 10 億円)

縦軸 (右): 積立不足・超過企業数

出所) 日経 NEEDS Financial Quest より作成

## VI おわりに

現在、わが国では日本基準、米国基準、および IFRS の 3 つの会計基準を任意に適用できる状況にある。異なる会計基準が適用された財務数値を分析するためには、それぞれの相違点を踏まえた調整が必要となる。

退職給付に関して日本基準、米国基準、および IFRS の規定を確認しながら、貸借対照表および利益計算を中心に、退職給付に係る財務情報の特性を明らかにした。貸借対照表では、年金資産および退職給付債務の純額として、積立超過の場合は資産として、積立不足は負債として積立状況がオンバランスされている。他方、米国基準および IFRS では数理計算上の差異が、日本基準では数

理計算上の差異および過去勤務費用がその他の包括利益累計額に計上されることで、純資産のボラティリティを高めている。次に利益計算では、日本基準および米国基準は、計算基礎等の事後的な変化による影響を繰延処理し純損益に反映させる一方で、IFRSは再測定として扱い純損益とは切り離す。その結果、IFRSを適用する場合は純損益が少なくなる可能性がある。またIAS19Rへの改定により期待運用収益効果もなくなっている。

さらに、積立状況を把握するには、貸借対照表に計上された退職給付に係る負債のみならず、退職給付に係る資産との純額を観察するのみならず、注記情報も踏まえて実態を把握する必要があることを指摘した。また、日本基準適用企業全体について積立状況の概要を示した。

最後に、今後の課題としては、会計基準間の相違をもたらす理論的および制度的な背景を検討するとともに、積立状況と企業財務との関係や企業外部の年金基金の位置付けについての経験的な検証が求められる。

## 参考文献

- Amir, E., and S. Benartzi. 1999. Accounting recognition and the determinants of pension asset allocation. *Journal of Accounting, Auditing & Finance* 14(3): 321-343.
- Amir, E., Y. Guan, and D. Oswald. 2010. The effect of pension accounting on corporate pension asset allocation. *Review of Accounting Studies* 15(2): 345-366.
- Anantharaman, D., and E. C. Chuk. 2017. The economic consequences of accounting standards: Evidence from risk-taking in pension plans. *The Accounting Review* 93(4): 23-51.
- Barthelme, C, P. V. Kiosse, and T. Sellhorn. 2019. The impact of accounting standards on pension investment decisions. *European Accounting Review* 28(1): 1-33.
- Bergstresser, D., M. A. Desai, and J. D. Rauh. 2006. Earnings manipulation, pension assumptions and managerial investment decisions. *Quarterly Journal of Economics* 121: 157-195.
- Chuk, E. 2013. Economic consequences of mandated accounting disclosures: Evidence from pension accounting standards. *The Accounting Review* 88(2): 395-427.
- Rauh, J. D. 2009. Risk shifting versus risk management: Investment policy in corporate pension plans. *Review of Financial Studies* 22(7): 2687-2733.
- 上野雄史『退職給付制度再編における企業行動』中央経済社、2008年。
- 徳賀芳弘・宮宇地俊岳「会計政策における「横並び」行動についての一考察：未積立退職給付債務の償却情報を材料として」『会計・監査ジャーナル』23巻3号、2011年3月、105-114ページ。
- 徳賀芳弘「退職給付と利益概念」『会計』159巻3号、2001年3月、334-346ページ。
- 野坂和夫『退職給付会計の会計方針選択行動』国元書房、2019年。
- 野間幹晴『退職給付に係る負債と企業行動』中央経済社、2020年。
- 宮川昭義「数理計算上の差異にかかる損益認識の取り扱い」『札幌大学総合研究』9号、2017年3月、17-42ページ。
- 柳瀬典由・後藤晋吾「企業の財務健全性と年金資産運用」『証券アナリストジャーナル』53巻5号、2015年5月、69-79ページ。
- 吉田和生「退職給付債務の即時認識と企業行動：実体的裁量と会計的裁量」『産業経理』75巻4号、2016年1月、4-15ページ。
- 吉田和生「退職給付制度における積立不足の発生要因と企業価値の分析：内部積立と数理計算上差異」『証券アナリストジャーナル』58巻2号、2020年2月、79-89ページ。